

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(入札契約適正化法)の改正に伴う施工体制の適正化
に関する要綱等の改正について(通知)

このことについて、入札契約適正化法の改正に伴い施工体制の適正化に関する要綱及び入札時に提出する積算内訳書について、下記のとおり改正しますのでお知らせいたします。

(審査契約室)

記

1. 前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱改正

(1) 現行

契約金額130万円を超え2,500万円未満は下請状況報告書を提出する。また、2,500万円以上の工事は施工状況報告書、一部を他の建設業者に請け負わせる場合、施工体制台帳の写し、施工体系図の写し、請負代金額の明記された下請契約書の写し及び工事現場状況等報告書を提出。

(2) 改正後

入札契約適正化法第15条により、一部を他の建設業者に請け負わせる場合、全ての公共工事を対象に施工体制台帳の作成と写し、下請契約書の写しを提出。

提出書類	現行		改正後
下請状況報告書	契約金額130万円を超え2,500万円未満の工事	→	廃止
施工状況報告書	契約金額2,500万円以上の工事	→	設計金額130万円を超える工事
施工体制台帳の写し 施工体系図の写し 下請契約書の写し	契約金額2,500万円以上の工事のうち、一部を他の建設業者に施工させる場合	→	設計金額130万円を超える公共工事のうち、一部を他の建設業者に施工させる場合

2. 入札時における積算内訳書提出に係る運用の改正

(1) 現行

現在、入札時における積算内訳書の提出は、工事にあつては設計金額3,000万円以上、業務にあつては設計金額1,000万円以上または、前回不調となった工事及び業務で提出。

(2) 改正後

入札契約適正化法第12条により、入札を行う全ての公共工事を対象に入札時に積算内訳書を提出。

業務は現行制度のまま変更しない。

	現 行		改正後
建設工事	設計金額3,000万円以上 または前回不調の工事	→	設計金額130万円を超える工事
業 務	設計金額1,000万円以上 または前回不調の業務	→	改正なし

3. 施行日

平成27年4月1日